貸与

大学院修士段階における授業料後払い制度（日本学生支援機構）

2024 年 4 月から導入された本制度は、大学院修士課程（博士前期課程及び専門職学位課程を含む）の学生を対象とした国による「授業料後払い制度」です。

1．対象者

国内の大学院修士課程（博士前期課程及び専門職学位課程を含む）に進学・在学する者で、経済的理由により修学に困難で優れた学生等であると認められる人。

なお、次の①～④に該当する方は申込が制限されますので、申込時にご確認ください。
①留年中等の人（在学採用の場合のみ）
②過去に奨学金の貸与を受けたことがある人
③債務整理中の人
④外国籍の人

2．制度の概要

授業料後払い制度 ＝ A. 授業料支援金 ＋ B. 生活費奨学金

在学中は授業料を納付せず、修了後の所得に応じて後払いする制度です。
授業料は、日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。
また、併せて生活費奨学金の貸与を受けることができます。
（生活費奨学金のみの貸与はできません。）
なお、保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となります。

3．貸与金額（A．授業料支援金+B．生活費奨学金）

A．授業料支援金（無利子）：年額 400,000 円（上限：年額 776,000 円）

※A は保証料を天引きした後の額が授業料相当額となるようにします。
（例：保証料 1,500 円の場合、年額 401,500 円を貸与したこととなる）
※A は授業料の免除を受けた場合、免除後の金額が授業料支援金となります。
※貸与額（返還額）は授業料に保証料を加えた金額になります。

B．生活費奨学金（無利子）：月額 20,000 円または 40,000 円（受けないことも可能）

※毎月、保証料を引いた額が学生本人へ振り込まれます。
（例：月額 20,000 円貸与で保証料 1,500 円の場合、18,500 円が毎月振り込まれる）
※生活費奨学金のみの貸与はできません。

4. 貸与期間

貸与開始の月～原則として修業年限まで

5. 選考基準（日本学生支援機構第一種奨学金の基準を満たす者）

以下２つの基準を基に日本学生支援機構で選考が行われます。
詳細は本紙「11.参考」に記載の日本学生支援機構ホームページをご参照ください。
(1)学力基準
(2)家計基準

6. スケジュール

予約採用：大学院入学前に申請した場合

▼進学予定大学にて申込。以下本学場合

10月上旬	大学→学生	募集案内(メール・本学ホームページ)
↓		
10月中旬	学生→大学	申請書類提出
↓		
11月上旬	学生→機構	・スカラネット入力 ・マイナンバー提出書を機構へ郵送
↓		
12月下旬	大学→学生	採用候補者決定通知(書類配付)
↓		
大学院へ入学後	学生→大学	書類提出 ※詳細は本学ホームページにて案内
↓		
4月中旬	学生→機構	ネット上で進学届入力
↓		
4月採用者:4月中旬 5月採用者:5月上旬	大学→学生	選考結果通知(メール) ※進学届の入力時期によって採用時期が異なります。
↓		
4月採用者:4月中旬 5月採用者:5月中旬	機構→学生	採用者の口座へ奨学金初回振込
↓		
4月下旬～6月中	大学→学生	採用関連書類配付 ※採用時期によって対応が異なります。

在学採用：大学入学後に申請する場合

▼春スケジュール

３月下旬	大学→学生	募集案内（メール、本学ホームページ）
↓		
４月中旬	学生→大学	申請書類提出
↓		
５月上旬	学生→機構	・スカラネット入力 ・マイナンバー提出書を機構へ郵送
↓		
６月上旬	大学→学生	選考結果通知（メール）
↓		
６月１１日	機構→学生	採用者の口座へ奨学金初回振込
↓		
６月下旬～７月上旬	大学→学生	採用関連書類配付

▼秋スケジュール

９月上旬	大学→学生	募集案内（メール、本学ホームページ）
↓		
９月下旬	学生→大学	申請書類提出
↓		
１０月上旬	学生→機構	・スカラネット入力 ・マイナンバー提出書を機構へ郵送
↓		
１２月上旬	大学→学生	選考結果通知（メール）
↓		
１２月１１日	機構→学生	採用者の口座へ奨学金初回振込
↓		
１２月下旬～１月中旬	大学→学生	採用関連書類配付

7. 学籍異動に伴う奨学金の取扱い

留年	奨学金の貸与が停止します。進級時に貸与が復活します。
休学	奨学金の貸与が休止します。 ※振込超過がある場合、超過分を一括で返還いただきます。
復学	奨学金の貸与が復活します。
退学	奨学金の貸与が終了し、貸与終了の翌月から数えて 7 ヶ月目の月から返還が始まります。後日、奨学金の返還に関する資料を大学から保証人住所宛てに郵送します。 なお、振込超過がある場合、超過分を一括で返還いただきます。（辞退等によりすでに貸与が終了しており在学猶予の手続きをしている場合も、退学の翌月から数えて 7 ヶ月目の月から返還が始まります。）

※異動時に手続きがある場合は、奨学金担当から連絡します。

8. 卒業後の返還

・本制度は貸与であり、大学院修了後に所得に応じて、授業料支援金及び生活費奨学金を保証料も含めて返還する必要があります。
・返還方法は「所得連動返還方式」のみです（「定額返還方式」は選べません）。
所得連動返還方式については、以下をご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/henkan.html

9. 特に優れた業績による返還免除

・大学院で第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。
・奨学金の満期または辞退により貸与が終了となる年度の 1 月頃に本制度の申請について案内します。なお、本制度には推薦枠があります。

10. 注意事項

・既に納入された授業料については支援の対象外となります。
・本制度を利用する場合、日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）と高柳奨学金の貸与を受けることができません。なお、第二種奨学金（有利子）の貸与は可能です。
・機関保証への加入が必須です（人的保証は選べません）。
・採用後に第一種奨学金から本制度、本制度から第一種奨学金に変更はできません。
変更したい場合は、辞退した後に新規で申込んでください。
・氏名、貸与月額等に変更が生じた場合や奨学金を辞退した場合には、奨学金担当へお申し出ください。

11. 参考

日本学生支援機構ウェブサイト（授業料後払い制度（大学院修士段階）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/index.html